

元郷排水ポンプ場ほか運転管理等業務委託

基本仕様書

令和 9 年度～令和 1 1 年度

川口市上下水道局

第1章 総則

（目 的）

第 1 条 この基本仕様書は、川口市上下水道局（以下、「上下水道局」という）が管理する下水道事業に係る川口市上下水道局元郷排水ポンプ場（以下、「ポンプ場」という）ほかの運転管理及び設備点検等を包括的に民間事業者（以下「事業者」という。）に委託し、円滑な実施と適正な運営が図られることを目的として定めるものである。

（業務の履行）

第 2 条 受託者は、川口市下水道ビジョンによる企業理念に基づきポンプ場施設等並びに下水道事業の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、別紙「特記仕様書」、業務実施提案書等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務期間等）

第 3 条 履行期間、履行準備期間は以下のとおりとする。

2 履行期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 履行準備期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

事業者は履行準備期間に従事者の確保・研修等を行い、また、上下水道局から業務の引継ぎを受け、円滑な委託業務の実施に努めなければならない。

なお、履行準備期間中の費用は、事業者の負担とする。

（業務の範囲・業務内容）

第 4 条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第 2 章」に定めるとおりとする。

（業務管理）

第 5 条 事業者は、責任をもって業務を履行しなければならない。

2 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。

3 事業者は、ポンプ場施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、ポンプ場施設の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 事業者は、地震その他の天災等により排水機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

（監督員の選任及び職務）

第 6 条 上下水道局は、当該業務を専任する監督員を定め事業者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 契約業務の履行について総括責任者との協議・連絡・指示
- (2) 業務計画書の承認又は協議・指示
- (3) 業務検査及び監督
- (4) 施設の不具合等についての報告、修繕又は更新計画の協議・連絡・指示

（総括責任者の選任及び職務）

第 7 条 事業者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて上下水道局に通知すること。総括責任者を変更したときも同様とすること。

- 2 総括責任者の配置要件として下水道施設もしくは河川施設又は雨水貯留施設等の維持管理・運転業務について実務経験 3 年以上を有すること。
- 3 総括責任者は、現場の最高責任者として、委託業務又はその運用に従事する者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 4 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
- 5 総括責任者は、設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

（有資格者）

第 8 条 事業者は、職務上必要とされる下記の資格者 1 名以上を配置すること。但し、公害防止主任者(大気関係)については 2 名(正副各 1 名)以上を配置すること。

また、危険物取扱者(乙種第 4 類)に関し、元郷排水ポンプ場、青木橋排水ポンプ場の各ポンプ場に有資格者を 2 名(正副各 1 名)として選任し、定期的に保安講習を受講すること。

- ・ 第 3 種電気主任技術者（保安全管理業務外部委託をする場合はこの限りではない）
- ・ 第 1 種又は第 2 種電気工事士
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- ・ 小型移動式クレーン技能講習修了者
- ・ 床上式クレーン技能講習修了者
- ・ 玉掛技能講習修了者
- ・ 公害防止主任者(大気関係)
- ・ 危険物取扱者(乙種第 4 類)
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了者

(年間業務履行計画書)

第 9 条 事業者は、年間業務履行計画書を作成し、上下水道局に提出しなければならない。

年間業務履行計画書は、次の事項を基本とし、上下水道局と事業者の協議により定める。

- (1) 業務履行組織図
- (2) 緊急連絡体制図
- (3) 日常業務計画表
- (4) 主要設備概要一覧表
- (5) 運転管理業務計画書
- (6) 主要監視・管理項目一覧表
- (7) 定期点検業務計画表
- (8) 設備点検基準表

(業務計画書及び業務完了報告書)

第 10 条 事業者は、月間の業務履行に関する計画を別紙「特記仕様書」第 3 条に定めるところにより、上下水道局に提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務履行計画書に添付して提出すること。

2 事業者は、前項の当該月の業務履行計画に基づき業務を完了したときは、別紙「特記仕様書」第 3 条に定めるところにより月間業務完了報告書を上下水道局に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務完了報告書に添付して提出すること。

(業務記録等の整備)

第 11 条 事業者は、業務記録等業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、事業者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(業務報告書等)

第 12 条 事業者は、本仕様書「第 3 章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

第 13 条 事業者は、作業の実施にあたり安全に関する事項を定め遵守しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第 14 条 事業者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 事業者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、研修を行わなければならない。

（整理整頓等）

第15条 事業者は、委託業務の履行上必要な施設建物内及び施設周辺を清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、業務範囲外の清掃はこれにあたらぬ。

（従事者の服装等）

第16条 事業者は、委託業務又はその運用に従事する者に安全かつ清潔な服装をさせ、事業者直接雇用されている者であることを明示する名札等を着用させなければならない。

（火災の防止）

第17条 事業者は、元郷排水ポンプ場の施設火災を未然に防止するため、防火管理者及び火元責任者を選任し、火気の取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

（災害時）

第18条 事業者は、災害時もしくは、災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、被害の拡大を防止しなければならない。

（施設の一般管理）

第19条 事業者は、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、ポンプ場施設等の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 事業者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として監督員に提出し、承認を受けるものとする。

第2章 業務範囲及び業務内容

（業務の範囲）

第20条 本業務の委託範囲は、別紙「特記仕様書」第5条に記載されているものとする。

（業務の内容）

第21条 業務の主な内容は次のとおりとする。

1. 運転監視業務

- (1) ポンプ場施設等の各種機器の運転制御
- (2) ポンプ場施設等の運転・監視及び排水量等の記録
- (3) その他業務上必要な諸作業

2. 設備点検業務

- (1) ポンプ場施設等の設備機器の設備点検及び保守
- (2) ポンプ場施設等の調整及び整備
- (3) ポンプ場施設等の工事並びに修繕に伴う事前準備及び動作運転状態の点検、委託等（樹木・清掃、消防設備点検など）、調達（薬品・燃料）に係る立会及び機械警備等の解・施錠
- (4) 別紙「特記仕様書」別表-5に定められた専門企業への再委託とその管理監督及び検査

3. 日常点検業務及び巡回点検の頻度（所在地等は別紙「特記仕様書」別表-1並びに別図-1を参照）

- (1) 元郷排水ポンプ場日常点検（土日祝祭日及び年末年始を除く毎日）
- (2) 青木橋排水ポンプ場巡回点検（(2)から(9)においては週1回、但し年末年始を除く）
- (3) 青木中継ポンプ場（青木雨水ポンプ室も含む）巡回点検
- (4) 中央橋中継ポンプ場巡回点検
- (5) 寿町ポンプ場巡回点検
- (6) 二軒在家排水ポンプ場巡回点検
- (7) 領家第八公園ポンプ場巡回点検
- (8) 東領家中継ポンプ場巡回点検
- (9) 椰木橋中継ポンプ場巡回点検
- (10) 焼却場前中継ポンプ室巡回点検（点検頻度は(11)マンホールポンプ室巡回点検に準じる）
- (11) マンホールポンプ室巡回点検（特記仕様書第2章2項の内容に準じる）
- (12) 吐き口ゲート、雨水吐き室、排水ポンプ室及び雨水貯留施設等巡回点検（点検頻度は月1回）

4. 維持・保守管理業務

ポンプ場施設の機器等に異常を発見し、運転管理上に緊急かつ必要な小規模補修の場合は、都度処置を行うこととし、材料等の費用は当該委託費に含むものとする。また補修に関する報告書を監督員へ提出すること。

ただし、大規模な修繕(50 万円以上)の場合は都度速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。

(業務対象設備)

第 2 2 条 委託業務の対象とする設備及び範囲等は、別紙「特記仕様書」に記載されているものとする。

(設備の制御及び監視)

第 2 3 条 事業者は制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに監督員に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、下記(1)～(6)に掲げるものは、事業者の判断で実施後、設備に支障をきたすものは速やかに監督員に報告を行い適切な処置を行うこと。

- (1) 排水ポンプ等の運転監視及び制御
 - (2) 受変電設備の監視
 - (3) 薬品類、潤滑油脂類、軽油、灯油等の残量記録及び管理
 - (4) 上下水道局が行う工事及び修繕等に係るオペレーションに於いては監督員と協議・合意の基で行わなければならない。
 - (5) 薬品、軽油、灯油等の取扱い及び受入に係る立会及び機械警備等の解・施錠
 - (6) 樹木管理及び清掃委託等に係る立会及び機械警備等の解・施錠
- 2 事業者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等、運転監視に必要なものについて記録しなければならない。

(日常点検)

第 2 4 条 事業者は、次の場内、場外巡回点検を実施するものとし、内容は別紙「特記仕様書」第 8 条に記載されているものとする。

- (1) 建築物
- (2) 受配電設備、自家発電設備、計装設備、直流電源設備
- (3) ポンプ設備、配管設備、配管ピット、弁類、各種点検口
- (4) 敷地外柵、門扉
- (5) ポンプ場施設内及び施設周辺の清掃状況
- (6) その他業務上必要な付帯設備の確認

(調整及び整備)

第 2 5 条 事業者は、各機器が正常に動作するように調整及び整備に努め、作業終了後に監督員へ報告すること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は、別紙「特記仕様書」に記載されているものとする。

2 事業者は、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各種ポンプ類の消耗品（圧力計・グランドパッキン等）の交換及びオイル補充等
- (2) 各種小型電動機類の調整
- (3) 各種機器及び弁類のグリスアップ

（業務管理）

第26条 事業者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 事務室等の自主管理
- (4) 完成図書等の借受け物品の管理
- (5) 災害時における業務体制

（運転管理業務要領）

第27条 事業者は、業務の履行にあたっては、第4章に定める「ポンプ場施設運転監視・点検業務要領」によるものとする。

第3章 業務報告書等

(業務書類等)

第28条 事業者は、業務の履行にあたり次の書類を提出しなければならない。

1. 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 総括責任者選任届
 - (2) 委託業務又はその運用に従事する者の名簿(氏名)及び資格一覧表
 - (3) 年間業務履行計画書
 - (4) 設備機器台帳
 - (5) その他、上下水道局が必要と指定した書類等
2. 月間業務履行計画書(当月分を前月25日までに提出のこと。)
3. 次の書類は、当月分を翌月10日までに提出しなければならない。
 - (1) 業務完了報告書一式
 - (2) 巡回点検記録
 - (3) 非常用発電機始動試験記録
 - (4) 蓄電池点検記録
 - (5) 吐口ゲート・雨水吐き室・マンホールポンプ室等の点検記録
 - (6) 危険物量の確認記録
 - (7) 日常巡回点検記録(1)受配電設備
 - (8) 日常巡回点検記録(2)負荷設備
 - (9) 日常点検業務日誌
 - (10) 蓄電池電圧降下記録(1ヶ年毎)
 - (11) 空調機器簡易点検記録(3ヵ月毎)
(元郷排水ポンプ場、二軒在家排水ポンプ場、領家第八公園ポンプ場)
 - (12) 計装設備点検記録(1ヵ年毎)(元郷排水ポンプ場管内の各ポンプ場)
 - (13) 元郷排水ポンプ場ほか遠隔監視装置点検記録(1ヵ年毎)
 - (14) 電磁流量計点検業務(1ヵ年毎)(横曽根中継ポンプ場、新堀中継ポンプ場、里ポンプ場)
4. 不具合・故障報告書(その都度)
5. 次の書類は、契約期間完了後速やかに提出しなければならない。
 - (1) 月間・年間業務完了報告書
 - (2) その他上下水道局が指定するもの

第4章 ポンプ場施設運転監視・点検業務要領

(趣 旨)

第29条 この章は、川口市上下水道局下水道事業に係る排水ポンプ場等施設の運転監視及び保守点検の業務に関し必要な事項を定めるものである。

(業務の形態)

第30条 業務の形態は以下を基本とする。

- | | |
|-----|---|
| 操作員 | 元郷排水ポンプ場操作室に於いて元郷排水ポンプ場ほか遠隔箇所の運転監視業務を24時間複数名体制にて条項第31, 33, 34, 37～39条を基に行う。 |
| 保全員 | 各ポンプ場施設等の日常巡回、定期点検並びに設備に係る保全を8時30分～17時15分（土日祝祭日・年末年始を除く）にて条項第32, 35～39条を基に行う。 |

(運転監視業務の心得)

- 第31条 ポンプ場施設の運転監視操作に従事する者は、本仕様書・別紙「特記仕様書」に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転監視操作業務にあたらなければならない。
- 2 ポンプ場施設の運転監視操作に従事する者は、設備の構造、動作特性、監視状況を踏まえ諸性能を熟知し、日常監視操作を行い、故障並びに事故時においても敏速かつ適切に処置できるよう常に心掛けなければならない。

(設備点検業務の心得)

- 第32条 ポンプ場施設の日常巡回、定期点検に従事する者は、本仕様書・別紙「特記仕様書」に定めるもののほか、業務履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検業務にあたらなければならない。
- 2 ポンプ場施設の日常巡回、定期点検に従事する者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、通常時の点検を行うとともに故障並びに事故時において敏速かつ適切に処置できるよう常に心掛けなければならない。
- 3 ポンプ場施設の日常巡視、定期点検に従事する者は、機械警備設備により異常を発見した場合は、直ちに警備会社に連絡を行うとともに監督員の指示に従うこと。

(常時監視)

第33条 ポンプ場施設の運転監視操作に従事する者は、ポンプ場施設の運転にあたり、上下水道局の指示等に基づいて常に適正な監視を行わなければならない。

なお、上下水道局の指示等には他工事の施工に伴う運転調整並びに水位調整等の監視も含むものとする。

(適正制御)

第34条 ポンプ場施設の運転監視操作に従事する者は、ポンプ場施設の運転にあたり、上下水道局の指示等に基づいて常に適正な制御を行わなければならない。

なお、上下水道局の指示等には他工事の施工に伴う運転調整及び水位調整も含むものとする。

(設備点検計画)

第35条 ポンプ場施設の点検等は、原則として業務履行計画書内の設備点検基準表に基づいて行うものとする。

2 設備点検基準表は、ポンプ場施設の運転管理状況、設備機器の整備状況を十分掌握して立案しなければならない。

なお、点検対象のうち、法令等で点検内容・点検頻度等が定められているものについては、これに従い計画すること。

3 設備点検基準表を変更する必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。

(薬品、燃料等の管理)

第36条 ポンプ場施設の点検に従事する者は、設備の運転にあたっては、非常用始動発電機用燃料（A 重油、灯油、軽油等）の消費状況及び貯蔵状況の把握を行い、貯蔵量が減少し補給の必要が生じた時は事前に監督員に報告し、購入を依頼しなければならない。

2 薬品、軽油、灯油等の受入作業が終了したときは、その周辺を点検するとともに、施錠等危険防止の措置を講じておかななければならない。なお、灯油、軽油等の受入は危険物取扱者の立会いの下、受入作業を行うこと。

(異常時の措置)

第37条 ポンプ場施設の日常巡視、定期点検に従事する者は、異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講じ、現場で修理可能なものについては作業を実施し、修繕が必要なものについては不具合報告書を提出しなければならない。ポンプ場施設の運転監視上、不具合等により、運用に支障がある場合は直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従い異常箇所の対応にあたること。

2 軽微な故障（ランプ交換、各部増締、機器の切換等に対応出来るもの）については巡回点検記録簿に記入する事で報告に代える事ができる。

3 夜間管理体制時に異常を発見した場合は、条項 37 条 1 項に記載する内容について監督員に連絡し、その指示に従わなければならない。

4 休日管理体制時に異常を発見した場合は、条項 37 条 3 項に記載する内容について監督員に連絡し、その指示に従わなければならない。

5 災害発生時に異常を発見した場合は、条項 38 条に記載する内容について監督員に連絡し、その指示に従わなければならない。

6 監督員から指示された事項について疑義が生じた場合は、協議の上処置を行うこと。

(災害時)

第38条 事業者は、災害及び事故等の緊急時は、適切な措置を講ずるとともに、別紙「特記仕様書」第11条に定める「災害時の対応」により行動しなければならない。

(記 録)

第39条 ポンプ場施設の運転監視操作に従事する者は、設備の運転、警報、故障及び不具合等発生、計器計測指示、その他運転監視に必要なものを運転監視日誌に記録しなければならない。

2 ポンプ場施設の日常巡回、定期点検に従事する者は、設備機器の状態、点検結果について各点検表に記録し、計画業務においては業務日誌に記載しなければならない

(経費の負担)

第40条 事業者が業務履行で負担する経費は、事業者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・保守・管理費等とし、別紙「特記仕様書」第12条に別に定めるものとする。それ以外は上下水道局と協議する。

2 事業者が災害時に要した費用等については、上下水道局と事業者で協議するものとする。

3 委託期間に生じた事業者の帰責事由による損害等に係る経費は事業者が負担するものとする。ただし、事業者以外の者による損害、過失及び天災事変、不足の事故等による場合はこの限りでない。

(協 議)

第41条 本仕様書に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第42条 事業者は、監督員の許可なく上下水道局の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

2 非常時においても各ポンプ場施設の対応に必要な人員の確保に努めること。

3 事業者は国土交通省関東地方整備局管内及び川口市内の下水道施設（マンホールポンプ室も含む）もしくは河川施設又は雨水貯留施設等の維持管理・運転業務を元請として5年以上の実務経験がなければならない。

4 事業者は業務委託遂行にあたり合理的かつ効率性並びに機敏性を図るため川口市内に管理事務所を設置しなければならない。

5 事業者は作業効率向上、安全管理並びに施設改善のため、上下水道局にプロポーザル提案を行い、協議・実施すること。

（委託業務終了に伴う引継等）

第43条 事業者は、支障なく運転監視業務等が継続できるように、前の事業者から業務を引き継ぐこと。業務引継ぎに要する経費は、事業者の負担とする。

- 2 事業者は、委託業務の契約期間が満了した時又は契約が解除された時は、上下水道局が指定する者に、対象施設、施設の運転監視及び維持管理に係る業務引継ぎが円滑に行われるよう協力するものとし、本委託業務が支障無く継続されるよう引継ぎを行うものとする。